

様式44

令和 5 年 2 月 28 日

三重県知事 殿

医療法人住所 三重県四日市市元町5番11号
医療法人の名称 医療法人 山田クリニック

理事長 山田 裕美

電話 (059) 352-8539

決 算 届

令和 3年12月1日から令和 4年11月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつ提出してください。
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 山田クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市元町5番11号
- (3) 設立認可年月日 平成12年 3月 21日
- (4) 設立登記年月日 平成12年 3月 23日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山田クリニック	三重県四日市市元町5番11号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 1月 23日 前年度の決算承認

令和 4年 11月 20日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 山田クリニック
 所在地 三重県四日市市元町5番11号

※医療法人整理番号 0367

財 産 目 録
 (令和 4年11月30日現在)

1. 資 産 額 140,765 千円
 2. 負 債 額 54,687 千円
 3. 純 資 産 額 86,078 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	129,919
B 固 定 資 産	10,336
C 繰 延 資 産	510
D 資 産 合 計 (A+B+C)	140,765
E 負 債 合 計	54,687
F 純 資 産 (D-E)	86,078

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人 山田クリニック
 所在地 三重県四日市市元町 5 番 1 1 号

※医療法人整理番号 0367

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 1 1 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	129,919	I 流 動 負 債	5,672
II 固 定 資 産	10,336	II 固 定 負 債	49,015
1 有 形 固 定 資 産	9,993	負 債 合 計	54,687
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 投 資 等	343	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	510	I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剩 余 金	0
		III 利 益 剩 余 金	76,078
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	86,078
資 産 合 計	140,765	負 債 ・ 純 資 産 合 計	140,765

様式4-2

法人名 医療法人 山田クリニック

※医療法人整理番号 0367

所在地 三重県四日市市元町5番11号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年12月 1日 至 令和 4年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	128,683
2 事業費用	107,085
本来業務事業利益	21,598
事業利益	21,598
II 事業外収益	134
III 事業外費用	1,759
経常利益	19,973
IV 特別利益	0
V 特別損失	245
税引前当期純損失	19,728
法人税等	381
当期純損失	19,347

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 山田クリニック
理事長 山田 裕美 殿

私は、医療法人 山田クリニックの令和3年度(令和3年12月1日から令和4年11月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月28日

医療法人 山田クリニック

監事 森 智